

箕面市新型インフルエンザ等対策行動計画

【資料編】

箕面市

目次

1 体制・関係組織	P.2
1-1 各対策部の主な担当業務	P.2
1-2 未発生期における担当部局	P.3
1-3 府内未発生期における担当対策部	P.3
1-4 府内発生早期における担当対策部	P.4
1-5 府内感染期における担当対策部	P.5
1-6 小康期における担当対策部	P.6
1-7 緊急事態措置における担当対策部	P.7
1-8 箕面市新型インフルエンザ等対策専門家会議	P.8
2 備蓄物品一覧	P.8
用語解説	P.9

1 体制・関係組織

1-1 各対策部の主な担当業務

対策部名	主な担当業務
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置 ・市サービス水準低下の周知 ・他の自治体への応援要請 ・事業所等における感染予防、健康管理の徹底を要請 ・交通事業者への市民に対する感染予防啓発を要請 ・府が行う施設使用制限に協力（学校等を除く）
情報対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者等への情報提供 ・報道機関等への対応
市民窓口対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・コールセンターの設置、運営 ・火葬体制の整備 ・生活関連物資の価格安定のための調査、監視
保健福祉対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家会議の開催 ・予防接種（特定接種・住民接種）の実施 ・要援護者への支援
応急復旧対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種（住民接種）実施（会場運営） ・水の安定供給、水質の維持
生活支援対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種（住民接種）実施（会場運営） ・学校サーベイランスへの協力 ・学校等の感染防止対策 ・府が行う学校等施設の使用制限に協力
消防保安対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・府が行う患者搬送に協力
医療救護対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種（特定接種）の実施 ・府の要請に基づく感染者医療への協力
各対策部共通	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策に関する最新の情報収集 ・福祉等各所管施設との情報共有及び感染予防啓発

1-2 未発生期における担当部局

未発生期の対策項目	主担部局	主な関係部局
-----------	------	--------

1-2-1 実施体制

庁内組織体制の整備	総務部	健康福祉部
関係機関との連携体制の整備	健康福祉部	総務部

1-2-2 情報収集・サーベイランス

新型インフルエンザ等の情報収集	健康福祉部	総務部
高病原性鳥インフルエンザの情報収集	みどりまちづくり部	総務部
幼稚園・学校等のサーベイランス	子ども未来創造局	—

1-2-3 情報提供・共有

市民への情報提供	市政統括	各部局
コールセンターの設置準備	市民部	健康福祉部
医療機関・関係機関への情報提供	健康福祉部	—

1-2-4 予防・まん延防止

市民への感染予防対策の啓発	市政統括	各部局
事業者等への感染予防対策の啓発	地域創造部	各部局
予防接種（特定・住民）の事前準備	健康福祉部	—

1-2-5 医療

患者の搬送体制の整備（府主体）	消防本部	—
医療体制の整備（府主体）	市立病院	健康福祉部

1-2-6 市民生活・地域経済の安定の確保

業務継続計画の確認	全部局	—
要援護者への生活等支援体制の整備	健康福祉部	総務部
火葬能力等の把握	市民部	—
物資・資材の備蓄	健康福祉部	総務部

1-3 府内未発生期における担当対策部

府内未発生期の対策項目	主担対策部	主な関係対策部
-------------	-------	---------

1-3-1 実施体制

市対策本部の設置（状況に応じて）	総務対策部	—
専門家会議の開催	保健福祉対策部	総務対策部

1-3-2 情報収集・サーベイランス

新型インフルエンザ等の情報収集	保健福祉対策部	各対策部
幼稚園・学校等のサーベイランス	生活支援対策部	—

1-3-3 情報提供・共有

市民への情報提供	情報対策部	各対策部
コールセンターの設置	市民窓口対策部	保健福祉対策部

1-3-4 予防・まん延防止

海外渡航者に対する注意喚起	情報対策部	保健福祉対策部
予防接種（特定）の実施	保健福祉対策部	医療救護対策部
予防接種（住民）の事前準備	保健福祉対策部	応急復旧対策部 生活支援対策部

1-3-5 医療

帰国者・接触者外来の周知（府主体）	保健福祉対策部	医療救護対策部
患者の搬送体制の整備（府主体）	消防保安対策部	—
医療体制の整備（府主体）	医療救護対策部	保健福祉対策部

1-3-6 市民生活・地域経済の安定の確保

要援護者への生活等支援体制の整備	保健福祉対策部	総務対策部
事業者に感染予防対策を要請（府主体）	総務対策部	—
生活必需品備蓄の啓発	情報対策部	各対策部
火葬体制及び遺体安置場所の確保	市民窓口対策部	—

1-4 府内発生早期における担当対策部

府内発生早期の対策項目	主担当対策部	主な関係対策部
-------------	--------	---------

1-4-1 実施体制

実動マニュアルに基づく対策を実施	各対策部	—
------------------	------	---

1-4-2 情報収集・サーベイランス

新型インフルエンザ等の情報収集	保健福祉対策部	各対策部
幼稚園・学校等のサーベイランス	生活支援対策部	—

1-4-3 情報提供・共有

市民への情報提供	情報対策部	各対策部
コールセンターの運営	市民窓口対策部	保健福祉対策部
学校、事業所等への情報提供	情報対策部	各対策部

1-4-4 予防・まん延防止

市民への感染予防策啓発の強化	情報対策部	各対策部
事業者等への感染予防策啓発の強化	総務対策部	各対策部
高齢者施設等への感染予防策の徹底要請	保健福祉対策部	各対策部
予防接種（住民）の実施 （ワクチンの供給が決まり次第開始）	保健福祉対策部	応急復旧対策部 生活支援対策部

1-4-5 医療

帰国者・接触者外来の周知（府主体）	保健福祉対策部	医療救護対策部
患者の搬送体制の整備（府主体）	消防保安対策部	—
医療体制の整備（府主体）	医療救護対策部	保健福祉対策部
一般医療機関の診療体制の準備	医療救護対策部	保健福祉対策部

1-4-6 市民生活・地域経済の安定の確保

要援護者への生活等支援体制の整備	保健福祉対策部	総務対策部
事業者へに感染予防対策を要請（府主体）	総務対策部	—
遺体の火葬、一時的安置場所の確保	市民窓口対策部	生活支援対策部
生活必需品備蓄の啓発	情報対策部	各対策部
業務継続のための準備	各対策部	—

1-5 府内感染期における担当対策部

府内発生早期の対策項目	主担当対策部	主な関係対策部
-------------	--------	---------

1-5-1 実施体制

実動マニュアルに基づく対策を実施	各対策部	—
------------------	------	---

1-5-2 情報収集・サーベイランス

新型インフルエンザ等の情報収集	保健福祉対策部	各対策部
幼稚園・学校等のサーベイランス	生活支援対策部	—

1-5-3 情報提供・共有

市民への情報提供	情報対策部	各対策部
学校、事業所等への情報提供	生活支援対策部	各対策部

1-5-4 予防・まん延防止

市民への感染予防対策啓発の強化	情報対策部	各対策部
事業者等への感染予防対策啓発の強化	総務対策部	各対策部
高齢者施設等への感染予防策の徹底要請	保健福祉対策部	各対策部

予防接種（住民）の継続	保健福祉対策部	応急復旧対策部 生活支援対策部
-------------	---------	--------------------

1-5-5 医療

在宅療養患者への支援	保健福祉対策部	総務対策部
------------	---------	-------

1-5-6 市民生活・地域経済の安定の確保

要援護者への生活等支援	保健福祉対策部	総務対策部
事業者に感染予防対策を要請（府主体）	総務対策部	—
遺体の火葬、一時的安置場所の確保	市民窓口対策部	生活支援対策部
生活必需品備蓄の啓発	情報対策部	各対策部
業務継続のための体制整備	各対策部	—
事業者への物価安定の要請（府主体）	総務対策部	市民窓口対策部

1-6 小康期における担当対策部

府内発生早期の対策項目	主担当対策部	主な関係対策部
-------------	--------	---------

1-6-1 実施体制

実動マニュアルに基づく対策を実施	各対策部	—
市対策本部の閉鎖（状況に応じて）	総務対策部	—

1-6-2 情報収集・サーベイランス

新型インフルエンザ等の情報収集	保健福祉対策部	各対策部
幼稚園・学校等のサーベイランス	生活支援対策部	—

1-6-3 情報提供・共有

市民への情報提供	情報対策部	各対策部
コールセンターの閉鎖（状況に応じて）	市民窓口対策部	保健福祉対策部

1-6-4 予防・まん延防止

第二波に備えた予防接種（住民）の実施	保健福祉対策部	応急復旧対策部 生活支援対策部
--------------------	---------	--------------------

1-6-5 医療

発生前診療体制に移行（状況に応じて）	医療救護対策部	保健福祉対策部
--------------------	---------	---------

1-6-6 市民生活・地域経済の安定の確保

事業者への物価安定の要請（府主体）	総務対策部	市民窓口対策部
-------------------	-------	---------

1-7 緊急事態措置における担当対策部

府内発生早期の対策項目	主担当対策部	主な関係対策部
1-7-1 実施体制		
他の地方公共団体への応援要求	総務対策部	—
1-7-2 予防・まん延防止		
外出制限（府主体）	各対策部	—
学校等施設の使用制限（府主体）	生活支援対策部	各対策部
学校等を除く施設の使用制限（府主体）	総務対策部	各対策部
予防接種（住民）の実施	保健福祉対策部	応急復旧対策部 生活支援対策部
1-7-3 医療		
臨時の医療施設の設置（府主体）	保健福祉対策部	医療救護対策部
1-7-4 市民生活・地域経済の安定の確保		
水の安定供給	応急復旧対策部	—
市の業務縮小に関する周知	総務対策部	各対策部
登録事業者の事業継続状況の確認（国主体）	総務対策部	各対策部
事業者への物価安定の要請（府主体）	総務対策部	市民窓口対策部
要援護者への生活等支援	保健福祉対策部	—
遺体の火葬、一時的安置場所の確保	市民窓口対策部	生活支援対策部

1-8 箕面市新型インフルエンザ等対策専門家会議

職	該当区分
箕面市医師会長	関係機関
箕面市医師会が推薦する者	
箕面市医師会が推薦する者	
箕面市歯科医師会長	
箕面市薬剤師会長	
豊能広域こども急病センター所長	
箕面市病院事業管理者	箕面市立病院
箕面市立病院総長	
箕面市立病院副院長	
大阪府池田保健所長	行政機関
箕面市総務部長	
箕面市健康福祉部長	
箕面市子ども未来創造局長	
箕面市消防長	

2 備蓄物品一覧

種別	資機材・備品等	保管場所
医薬品	生理食塩水 500ml 500V	薬剤師会薬局(医保 C 分室)
	注射用蒸留水 500ml 500V	薬剤師会薬局(医保 C 分室)
	テガダーム 6×10cm 100 枚	総合保健福祉センター
	キシロカインゼリー 900 g	薬剤師会薬局
	イソジン液 10%250ml 100B	薬剤師会薬局
消毒剤	消毒用エタノール 500ml 100B	薬剤師会薬局(医保 C 分室)
	ゴージョ 350ml 520 本	総合保健福祉センター
	ピュアミスト 500ml 120 本	総合保健福祉センター
医療材料	輸液セット 300 セット	薬剤師会薬局
	サージカルマスク 4,000 枚	総合保健福祉センター
	N95 マスク 500 枚	総合保健福祉センター
	医療用手袋 8,000 組	総合保健福祉センター
	医療用ガウン 4,800 枚	総合保健福祉センター
	医療用キャップ 4,600 枚	総合保健福祉センター

用語解説

インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。）

家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

感染症指定医療機関

感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生源からの帰国者や患者との接触者であって発熱・呼吸器症状を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。

帰国者・接触者相談支援センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来を案内する。

基本的対処方針

政府対策本部が、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的対処の方針を定めたもの。

基本的対処方針においては、次の事項が定められる。

- 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
- 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。

抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。(リン酸オセルタミビル(商品名:タミフル)、ザナミビル水和物(商品名:リレンザ)等)

コールセンター

一般市民向けに設置するお問い合わせ窓口のこと。

サーベイランス

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる

ものとされている。

新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

新感染症

感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその症状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

WHO（世界保健機関）

「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること。（WHO憲章第1条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザなどの感染症対策や生活習慣病の対策、医薬品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。

濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。）

発病率

新型インフルエンザの場合は、全ての人々が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型イ

ンフルエンザに罹患した者の割合。

パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で出現した新型インフルエンザウイルス、またはこれと同じ抗原性をもつウイルスをもとに製造されるワクチン。

病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄する、ウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸いこみ、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高いヒトに感染した鳥インフルエンザをもとに製造されるワクチン（現在はH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造されている）

箕面市新型インフルエンザ等対策専門家会議

新型インフルエンザ等の発生に備えた事前対策、発生時における医療体制の確保等の初動対応及び大流行時における危機管理対策の適切な推進に資する事項について専門的な見地から意見交換を行う会議。

箕面市新型インフルエンザ等対策行動計画【資料編】

発行年月：平成 29 年（2017 年）1 月

編集・発行

箕面市健康福祉部地域保健室

〒562-0014

大阪府箕面市萱野 5-8-1

電話：072-727-9500（代表）

ファクス：072-727-3539

印刷物番号

28-19